

公共事業の評価について

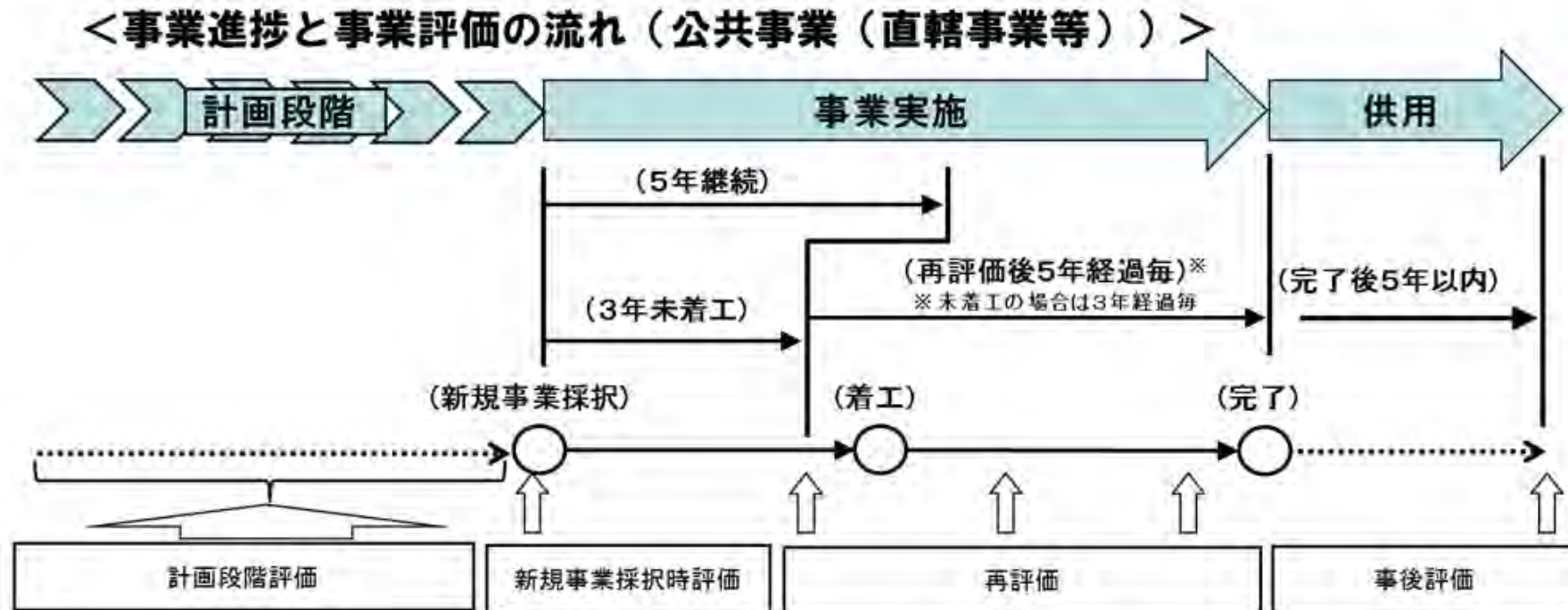
令和2年6月29日

国土交通省 中部地方整備局
天竜川上流河川事務所
浜松河川国道事務所
三峰川総合開発工事事務所

公共事業の評価について

公共事業の評価制度

- 国土交通省では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、個別の公共事業について、「計画段階評価」「新規事業採択時評価」「再評価」及び「完了後の事後評価」を実施。



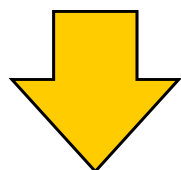
中部地方整備局事業評価監視委員会

- 中部地方整備局長が委嘱を行い、「再評価」及び「完了後の事後評価」の実施にあたり、第三者の意見を求める諮問機関として学識経験者から構成される委員会。
- 事業評価監視委員会の役割は、「再評価」及び「完了後の事後評価」の実施手続きを監視し、中部地方整備局が作成する対応方針（原案）等について審議を行うもの。

事業評価の実施について

■ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 第6の6

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

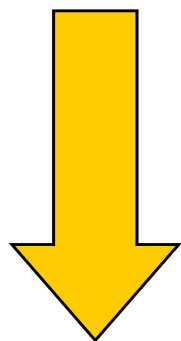


天竜川水系流域委員会での事業評価の審議

(令和2年6月29日：第2回天竜川水系流域委員会)

■ 規約第2条3項

流域委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価及び再評価の対応方針（原案）、事後評価の対応方針（案）（以下「事業評価」という。）について審議を行う。



審議の視点

- 事業の必要性等に関する視点
- 1.事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2.事業の投資効果
- 3.事業の進捗状況、進捗の見込みの視点

審議結果の報告

■ 河川及びダム事業の再評価実施要領細目 第6

実施要領第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。